

平成24年第2回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

8月臨時会会議録

平成24年8月1日 開会  
同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

平成24年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（8月臨時会）会議録

平成24年8月1日（水曜日） 午後1時01分開議

○出席議員

1番 守島 正	2番 木下 吉信
3番 田辺 信広	4番 青江 達夫
5番 西林 克敏	6番 筒居 修三
7番 信貴 芳則	8番 多田 隆一
9番 竹内 忍一	10番 田立 恵子
11番 段野 恵美	12番 広瀬 ひとみ
13番 太田 徹	14番 古崎 勉
15番 田仲 基一	16番 田中 光春
17番 薦田 育子	18番 武輪 和美
20番 鈴木 実	

○欠席議員

19番 今中 喜明

○説明のため出席した者

広域連合長	竹内 脩
副広域連合長	竹山 修身
副広域連合長	向井 通彦
副広域連合長	吉田 友好
副広域連合長	中 和博
事務局長	藪本 冬樹
事務局次長兼 総務企画課長	森 雅博
資格管理課長	池田 太加司
給付課長	奥山 芳人

○職務のため出席した者

書記	岡浦 隆則
書記	松倉 喜幸

○議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 日程第 3 副議長の選挙

○議事日程（追加）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 11 号 大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を  
求める件
- 日程第 5 議案第 12 号 大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について  
同意を求める件
- 日程第 6 報告第 1 号 平成 23 年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特  
別会計補正予算の専決処分の件
- 日程第 7 大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時01分 開議

○事務局 本臨時会は、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙後初の議会です。したがって、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員に臨時議長をお務めいただくことになっております。本日、薦田育子議員が年長の議員となりますので、ご紹介いたします。

それでは、薦田議員、議長席へご着席をお願いいたします。

〔臨時議長着席〕

○事務局 なお、今中議員におかれましては、本日の臨時会を欠席する旨の届け出がござっておりますので、ご報告いたします。

○薦田臨時議長 ただいまご紹介をいただきました薦田育子でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。何とぞよろしくをお願いいたします。

平成24年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会8月臨時会の開会に先立ち、広域連合長からごあいさつがあります。

竹内広域連合長、お願いいたします。

〔広域連合長 竹内 脩君 登壇〕

○竹内広域連合長 大阪府後期高齢者医療広域連合長を仰せつかっております枚方市長の竹内脩でございます。

本日、議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議会の臨時会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、また炎暑の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度をめぐる国の動きといたしましては、本年2月に社会保障・税一体改革大綱が閣議決定され、高齢者医療制度改革会議での取りまとめ等を踏まえ、ことしの通常国会に制度廃止へ向けた見直しのための法案を提出することとされておりましたが、皆様ご承知のとおり、6月の衆議院本会議において社会保障制度改革推進法案が可決され、現在、参議院で審議されているところであります。当法案では、高齢者医療制度については、内閣に設置される社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとされております。

そのような中でありますが、私ども広域連合といたしましては、引き続き国の動向を注視するとともに、全国の広域連合とも連携を図り、関係市町村のご理解、ご協力をいただきながら、大阪府内における90万人近い被保険者の方々が安心して必要な医療を受けることができるよう、円滑な事業運営に努めてまいりますので、議員各位におかれましては今後とも格段のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

本日の臨時会におきましては、行政委員会委員の選任同意並びに補正予算の専決処分についてご審議をお願いすることといたしております。議案の内容につきましては後ほどご説明させていただきますが、何とぞよろしくご審議のほどをお願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単でございますが、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○薦田臨時議長 ただいまの出席議員は19名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

ただいまより平成24年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会8月臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定により行うものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○薦田臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○薦田臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。大阪府後期高齢者医療広域連合議会議長に、今中喜明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました今中喜明議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○薦田臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました今中喜明議員が大阪府後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

本日当選されました今中喜明議員はご欠席ですので、後日当選を告知いたします。

続きまして、日程第3、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定により行うものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○薦田臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思

ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○薦田臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。大阪府後期高齢者医療広域連合議会副議長に、田辺信広議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました田辺信広議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○薦田臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田辺信広議員が大阪府後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

ただいま当選された田辺信広議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

それでは、田辺信広副議長からごあいさつをお願いいたします。

〔3番 田辺信広君 登壇〕

○田辺議員 ただいま議員各位のご推挙により、本広域連合議会副議長の要職につくことになりました田辺信広でございます。

今中議長のもとで、議員の皆様方のご支援並びに広域連合長をはじめとする理事者の皆様方のご協力を賜りながら、本広域連合議会の円滑な運営に最善の努力を尽くす決意でございます。皆様方におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げ、就任のごあいさつとさせていただきます。

○薦田臨時議長 ありがとうございます。

これで、私の臨時議長の職務は終了いたしました。皆様方のご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

○田辺副議長 先ほどご報告のとおり、今中議長が本臨時会ご欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長であります私、田辺が議長の職務を行います。

お手元に配付しております追加議事日程に従って進めさせていただきます。

これより、日程第1、議席の指定を行います。

ただいまご着席の仮議席を本議席に指定いたします。

続きまして、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18番、武輪和美議員及び20番、鈴木実議員を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日8月1日の一日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田辺副議長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日8月1日の一日と決定いたしました。

次に、日程第4、議案第11号「大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、多田隆一議員の退席を求めます。

〔8番 多田隆一君 退場〕

○田辺副議長 提案理由の説明を求めます。

竹内広域連合長。

〔広域連合長 竹内 脩君 登壇〕

○竹内広域連合長 ただいま上程いただきました議案第11号「大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件」についてご説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

広域連合規約第16条第1項におきまして、広域連合に監査委員2人を置く旨定められております。その選任については、同条第2項の規定により、議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に優れた識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。

この規定に基づき、識見を有する者としまして金子薫氏を、広域連合議員のうちから選任する者としまして多田隆一氏を監査委員に選任いたしたくご提案申し上げるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○田辺副議長 提案理由の説明は以上であります。

議案第11号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決いたします。お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田辺副議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

退席中の多田隆一議員の入場を許可します。

〔8番 多田隆一君 入場〕

○田辺副議長 次に、日程第5、議案第12号「大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内広域連合長。

〔広域連合長 竹内 脩君 登壇〕

○竹内広域連合長 議案第12号「大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件」についてご説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

公平委員会は、地方公務員法第9条の2第1項の規定により、3人の委員をもって組織し、委員につきましては同条第2項の規定により、議会の同意を得て選任することとされております。

この規定に基づきまして、中川照彦氏、曾根由美氏、森正博氏の3人を公平委員会委員に選任い

たしたく、ご提案申し上げるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○田辺副議長 提案理由の説明は以上のとおりであります。

議案第12号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田辺副議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第6、報告第1号「平成23年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藪本事務局長。

〔事務局長 藪本冬樹君 登壇〕

○藪本事務局長 報告第1号「平成23年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の件」、専決第2号につきましてご説明いたします。

本件は、平成23年度国及び府負担金等、支払基金交付金並びに特別高額医療費共同事業交付金の歳入額確定に伴う予算額の補正を本年3月末までに行う必要があったことにより、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分としたものでございます。

まず、おそれいます、資料の3ページをお開きください。

平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,807万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,509億6,492万6,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。おそれいます、資料の14ページをお開きください。

まず、歳入につきましては、1款市町村支出金、1項市町村負担金、2目保険料等負担金を4億9,360万6,000円減額し、811億7,171万1,000円といたしております。これは、被保険者の所得の減少に伴う保険料収納見込額の減による減額でございます。3目療養給付費負担金を6億8,490万8,000円増額し、656億2,579万1,000円といたしております。これは、市町村の定率負担金前年度精算交付分の増額によるものでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費負担金を6億4,944万6,000円増額し、1,954億7,209万5,000円といたしております。これは、療養給付費の増に伴う国の定率負担金の増額によるものでございます。2目高額医療費負担金を6億8,686万3,000円増額し、30億7,520万6,000円といたしております。これは、高額療養費の増に伴う国の負担金の増額によるものでございます。2項国庫補助金、1目調整交付金を15億8,044万9,000円増額し、598億8,470万8,000円といたしております。これは、国の普通調整交付金の補正係数の変更等による交付金の増額によるものでございます。2目後期高齢者医療制度事業費補助金を1億6,513万9,000円増額し、4億2,547万2,000円といたしております。これは、重複頻回受診者に対する訪問指導事業等において、入札による減額が



あったものの、健康診査事業において国の補助単価の増額があったことで、全体としては増額となったものでございます。3目後期高齢者医療災害臨時特例補助金を29万2,000円減額し、338万8,000円といたしております。これは、東日本大震災の原子力発電所事故の避難者等に対する国の補助金交付額確定に伴う減額によるものでございます。

3款府支出金、1項府負担金、1目療養給付費負担金を3億4,219万7,000円増額し、652億8,308万円といたしております。これは、療養給付費の増に伴う府の定率負担金の増額によるものでございます。

続きまして、16ページをお開きください。

2目高額医療費負担金を6億8,686万3,000円増額し、30億7,520万6,000円といたしております。これは、高額医療費の増に伴う府の負担金の増額によるものでございます。2項財政安定化基金支出金、1目財政安定化基金交付金を4億7,127万6,000円増額し、55億2,692万2,000円といたしております。これは、保険料抑制のための府の交付金額の確定によるものでございます。

4款1項支払基金交付金、1目後期高齢者交付金を48億362万4,000円減額し、3,545億3,570万3,000円といたしております。これは、主に現役並み所得者の減少に伴う交付金の減額によるものでございます。

5款1項1目特別高額医療費共同事業交付金を1,304万6,000円増額し、1億8,525万円といたしております。これは、特別高額医療費の増に伴う特別高額医療費共同事業交付金の増額によるものでございます。

8款繰入金、1項基金繰入金、2目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金を74万円減額し、49億7,459万4,000円といたしております。これは、制度の周知事業の費用について、繰入金からの充当を予定しておりましたが、国の補助金が交付されることとなり、減額したものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。資料の18ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を886万6,000円減額し、16億1,563万7,000円といたしております。これは、入札による委託料の減等によるものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費及び4款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金並びに5款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費は、予算額の補正はございませんが、財源内容の変更がございますので、記載をしておるところでございます。

5款保健事業費、1項健康保持増進事業費、2目その他健康保持増進費を920万9,000円減額し、1億1,559万1,000円といたしております。これは、人間ドック受診者が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○田辺副議長 提案理由の説明は以上のとおりでございます。

報告第1号について、質疑の通告がございましたので、通告順にこれを許可いたします。

竹内忍一議員。

[9番 竹内忍一君 登壇]

○竹内議員 吹田市選出の竹内忍一でございます。通告に従いまして発言をさせていただきたいと

思います。

今年度は2年に一度の保険料改定の年に当たりまして、大阪では保険料が6.89%引き上げられました。この大阪府後期高齢者医療広域連合の効率的な運営で被保険者の負担軽減に努めることは保険者にとっても重要な責務ですので、今回の専決処分にかかわる議案、予算についての部分に限ってご質問させていただきたいと思います。

また、前提といたしまして、事前にいただいております資料には収納率の低さが際立って示されておりました。平成22年度では全国の中で大阪府は44位ということで収納率が低くなっております。一方で、平成22年度の1人当たりの医療給付費は全国で4位ということで高くなっているということが資料からうかがえました。

以下、質問させていただきたいと思います。

この専決処分の予算書の14ページなんですが、1款市町村支出金、1項市町村負担金は全体で増額補正となっております。しかるに、2目保険料等負担金だけ見ると4億9,360万6,000円の減額補正となっております。当初予算で予定した保険料が入ってこなかったからだと思いますが、その主な要因をお答えください。

次に、平成23年度当初予算で保険料を算定するに当たって収納率を99%とされていらっしゃると思いますが、その根拠をお示しく下さい。また、実際の収納率の乖離は何%でしょうか。未収金を額にすると幾らになるでしょうか、お答えください。

高齢者の医療の確保に関する法律第104条では、保険料徴収は市町村の業務となっております。平成23年度の市町村別の収納率資料では、府内でトップと最下位の差が1.73%の格差があるということがわかっております。この格差が生じている主な要因をどのようにお考えでしょうか。また、広域連合として、収納率が府内平均以下の市町村にはどのような働きかけをされるおつもりでしょうか、また現在されているのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

歳出につきましては財源内訳のみの補正となっておりますが、2款の保険給付費の執行状況はどうなっていますか。平成22年度からの伸び率についてもお答えください。

被保険者の負担増を軽減するため、保険給付費の適正化の取り組みについてはどのようなことを行っているのでしょうか、ご答弁をお願いします。

また、監査委員による平成22年度の決算意見書を拝読させていただきました。その中のまとめにおきましては、一部負担金の負担割合に係る差額請求等に伴う収入未済額への対応について触れられております。保険給付費の適正化とも深くかかわりますので、現在の状況をご答弁ください。

もう一度まとめて申し上げさせていただきますと、質問の1番目は、増額補正、1款1項2目、この中で減額補正になっておりますが、その理由は、全体として見たら増額なんですけど、ここだけ見ると減額になっております。その理由をお答えください。

質問の2番目は、99%と予定収納率を見越している根拠をお答えください。

質問の3番目は、その未収額は幾らになりますか。額をお答えください。

質問の4番目といたしましては、府内の収納率の差をどのようにとらえていらっしゃいますでしょうか。

質問の5番目といたしましては、本広域連合が各基礎自治体に対してどのような働きかけをお考えでしょうか、お答えください。

質問の6番目なのですが、2款の執行状況、支出についてなのですが、伸び率についてどのようにお考えでしょうか。

質問の7番目なのですが、保険給付費の適正化の取り組みはどう考えていらっしゃいますか。

質問の8番目なんですけど、一部負担金の負担割合に係る差額請求等に伴う収入未済額の状況について見解をお示してください。

以上8点質問させていただきたいと思います。よろしくご答弁賜りますようお願いいたします。

○田辺副議長 これより理事者の答弁を求めます。

事務局。

[資格管理課長 池田太加司君 登壇]

○池田資格管理課長 資格管理課長の池田と申します。

ただいま竹内議員から8点にわたるご質問をいただきました。私のほうからは、保険料に関するご質問につきましてお答えさせていただきます。

まず1点目の保険料等負担金の減額補正の原因でございますが、主な要因といたしましては、景気の低迷によります所得割保険料の賦課不足によるものでございます。保険料算定を行いました平成21年度と23年度のそれぞれの保険料本算定時の1人当たり所得を比べますと、21年度が約84万円でしたが、23年度は約77万円と、約7万円減少しているといった状況でございます。

次に、2点目の保険料の目標収納率でございますが、制度施行当初から後期高齢者医療制度の保険料は年金からの特別徴収を基本としておりますことや、これまでの高齢者の方の収納実績を勘案いたしまして、99%といたしております。なお、平成21年度の全国の広域連合の平均収納率も99%となっております、引き続き収納率の向上に向けまして取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、3点目の目標収納率と実績収納率の乖離についてでございます。平成23年度の実績収納率は98.93%でございますので、目標収納率である99%との差は0.07%となり、調定額が約668億円でございますので、額にいたしますと約5,000万円となっております。

さらに、4点目の市町村ごとの収納率の格差についてでございますが、平成23年度におきまして、最も高い収納率の市町村が100%であるのに対しまして、最も低い収納率の市町村が98.27%で、差は1.73%となっております。これは、市町村の規模などの地域実情や徴収体制などによるものが原因ではないかと考えております。

また、5点目の収納率が低い市町村への働きかけでございますけれども、保険料の徴収は、法令等によりまして市町村業務となっておりますが、当広域連合といたしましては、平成22年度から毎年府全体の目標収納率の設定や、市町村におけます具体的な取り組み例を記載いたしました保険料収納対策実施計画を策定し、一層の取り組みの強化をお願いしております。さらに、年2回、43市町村の収納担当者が一堂に会します会議を開催するほか、毎年、市町村業務の指導権限を有します大阪府とともに府内市町村の3分の1に当たります約15の市町村を個別に訪問し、収納率の向上

等について取り組んでいただくよう要請しております。結果、収納率が99%を下回る市町村は平成22年度で18団体あったものが、平成23年度では9団体に半減するとともに、市町村の格差も年々減少しているところでございます。

なお、収納率が低い市町村につきましては、大阪府から改善計画の提出を求められることになっておりまして、引き続き大阪府、市町村と連携しながら、さらなる収納率の向上に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田辺副議長 事務局。

〔給付課長 奥山芳人君 登壇〕

○奥山給付課長 給付課長の奥山でございます。

私のほうからは、6点目以降の給付関係についてお答えさせていただきます。

まず、6点目の給付費の執行状況についてでございますが、被保険者の高齢化や増加、医療の高度化等により、医療費は年々増加しておりまして、平成23年度の決算見込みは、レセプトの審査支払手数料、葬祭費を除き8,288億3,957万円となっており、対前年で484億5,960万円、率で6.2%の増となっております。

なお、1人当たりで見ますと1万4,047円、約1.4%増の98万7,643円となっております。

7点目の医療費適正化についてでございますが、保険財政の安定的な運営のため、医療費の増加の抑制のための対策は重要であり、そのため、各種の医療費適正化事業に取り組んでおるところでございます。

主なものといたしまして、1番目は、ジェネリック医薬品の利用促進でございます。従来より全被保険者に利用カードを送付しているところでございますが、平成24年1月に生活習慣病等慢性疾患の薬を長期間処方されている方を対象に、ジェネリック医薬品利用差額通知を送付いたしました。また、啓発のためにジェネリック医薬品利用のお知らせチラシを作成し、全被保険者に送付しております。

2番目は、レセプトの2次点検でございます。医科、歯科、調剤の単月の内容点検のほか、同一医療機関での入院と外来についての診療報酬計算を点検する横覧点検、同一医療機関に同一疾病で受診している患者の複数月にさかのぼって点検する縦覧点検を実施しております。また、1,500点以上の調剤レセプトにつきましては、医科、歯科、レセプトとの突合点検を行っております。

3番目は、医療費通知の送付でございます。被保険者の健康意識を高めいただくことを目的に、医療機関等で治療を受けられた全被保険者を対象にして医療費通知を送付しております。掲載内容は、医科、歯科、調剤をはじめ、柔整、鍼灸マッサージによる施術の受診記録を掲載し、4カ月分ずつ順次送付しております。

4番目は、重複頻回受診の訪問指導でございます。同一疾病で同一月に5医療機関以上で受診されている方、同一月に同一医療機関で15回以上受診されている方を対象に訪問し、指導やアドバイスをしております。

医療費適正化事業の今後の方針といたしまして、医療費の増加は保険財政に影響を及ぼし、また

保険料にも影響を及ぼしますので、医療費適正化事業は重要であると考えております。そのため、他の広域連合の取り組み状況等をこちらのほうで把握し、今後の適正化事業を充実していきたいと考えておるところでございます。

8点目の、一部負担金の負担割合相違に係る差額請求でございますが、未納付につきましては督促状や催告書を送付し、納付をお願いしているところでございますが、分割納付の申請をとりつけ、順次納付していただいているところでございます。また、訪問徴収の依頼があれば訪問しております。差額請求につきましては、計画を立て、通知書等を送付しております、23年度からの差額請求につきましては2カ月分ずつ2カ月ごとに請求することとしており、督促状を送付する場合は年金の支給月に合わせて請求しております。

以上でございます。

○田辺副議長 理事者の答弁は以上のとおりであります。竹内忍一議員、再質疑はありますか。

○竹内議員 ございません。

○田辺副議長 竹内忍一議員の質疑が終わりました。

続きまして、田立恵子議員。

〔10番 田立恵子君 登壇〕

○田立議員 泉大津市の田立恵子でございます。

平成23年度特別会計補正予算の専決処分につきまして、説明書では15ページに記載がございますが、歳入、2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金にかかわって1点質問いたします。

本年2月定例会におきまして、調整交付金につきましては、特別対策補助金における長寿・健康増進事業実施計画分の増額2,260万円余が、市町村が実施する事業への助成、具体的には肺炎球菌ワクチン接種への助成であることが質疑答弁の中で明らかにされています。会議録で拝読をさせていただきました。高齢者を対象とする肺炎球菌ワクチン接種への助成を独自で行っている自治体が、この予算の当該年度、昨年では府下で8自治体、5市2町1村であったと認識していますが、その中で本広域連合の助成が枚方市のみとなった理由につきましてお尋ねいたします。

○田辺副議長 事務局。

〔事務局次長兼総務企画課長 森 雅博君 登壇〕

○森事務局次長兼総務企画課長 総務企画課長の森でございます。

平成23年度肺炎球菌ワクチン接種事業の対象が1市のみとなった理由につきましては、特別調整交付金の交付対象事業については、後期高齢者医療制度の被保険者のみを対象とすることが要件であり、大阪府内ワクチン接種事業を実施する市町村の中で、厚生労働省の補助対象の要件に合致いたしましたのは1市のみでございましたことがその理由でございます。

以上です。

○田辺副議長 田立議員、再質疑ありますか。

田立議員。

〔10番 田立恵子君 登壇〕

○田立議員 ただいまご答弁をいただきまして、本広域連合が助成する事業が、ご答弁のように後

期高齢者医療制度の被保険者を対象とするということは当然でございます。

ところで、各自治体の事業は、助成金額は3,000円から最高5,000円、そして対象年齢も65歳以上、70歳以上、75歳以上とさまざまであります。しかし、65歳以上であっても70歳以上であっても、当然のことながらその中には後期高齢者医療制度の被保険者が必ず含まれています。各自治体は、それぞれ厳しい財政状況にあっても、死亡原因の中で第4位となっている肺炎の予防、軽症化に効果があると言われている肺炎球菌ワクチンへの補助を実施しています。昨年8市町村から、今年度、私の地元であります泉大津市を含めまして新たに実施している自治体も4市ふえているというふうに思っております。それぞれが65歳以上、あるいは70歳以上を対象としています。

そこで、現在各自治体で実施されているワクチン接種費用の助成の中で、75歳以上の方を抽出し、その人数を確定することができたとしたら、その部分を補助対象とすることはできるのかどうかお尋ねいたします。

○田辺副議長 事務局。

〔事務局次長兼総務企画課長 森 雅博君 登壇〕

○森事務局次長兼総務企画課長 平成23年度の実施計画申請時におきまして、厚生労働省に確認いたしましたところ、後期高齢者医療の対象者を含む幅広い年齢層を対象とした事業で、後期高齢者の件数、金額を切り分けたとしても、補助対象にはできないとの説明を受けております。

以上でございます。

○田辺副議長 田立議員。

〔10番 田立恵子君 登壇〕

○田立議員 ご答弁をいただきまして、厚生労働省の見解はわかりました。しかし、大阪府の全自治体を構成団体とし、府下すべての75歳以上の高齢者から一律の基準で保険料をいただき、それにより75歳以上の高齢者の皆さんの命と健康を守る医療保険事業を運営している本広域連合が、ただいまの厚労省の見解を是認するのはいかかかと思えます。前期高齢者、後期高齢者というその呼び名自身に抵抗感があり、国民的な反発、批判があったところでもあります。私も大いに違和感を感じた一人ではありますが、あえてその言い方をすれば、健やかな前期高齢者が年を重ねてこそ後期高齢者となれるわけでありませう。

泉大津の実施状況をお聞きしてまいりました。助成のなかった昨年まではほとんど実績がなかったワクチン接種であります。今年度、新たに助成事業を始めまして、4、5月の2カ月間だけで120人以上、予想を超えていると言われております。そして、その約7割以上が75歳以上の高齢者であると言われております。その人数は把握できると聞いています。70歳代前半でワクチンを接種することで、その効果は約5年と言われております。75歳を過ぎてからの健康につながるわけでありませう。

先ほどの議論の中でも医療費適正化という問題、議論がございましたけれども、その医療費の増嵩を抑制する基本は予防であるというふうに考えます。長寿・健康増進事業の一環としてワクチン接種の助成をするならば、65歳以上から、70歳以上からの実施を求めるのが住民の要望としては当然ではないでしょうか。それにこたえた自治体を、後期高齢者医療の被保険者の人数を切り分けて

も補助対象にしないというのは全く合理的でないと思います。

厚生労働省の見解を示されましたが、しかし、特別調整交付金交付事業として厚労省が示した省令の中には具体的な指示はございません。交付対象事業として①から⑦、そして⑧、その他被保険者の健康増進のために必要と認められる事業という一般的、抽象的な記述でございます。本広域連合は特別地方公共団体でありまして、法令の定める範囲の中で高齢者の命と健康を守る医療保険の運営を行っています。そのための権能を有していると思っています。厚労省の見解を市町村に伝達するだけでなく、むしろ市町村と一緒にあってよりよい制度の運用を図っていただきたい。特別調整交付金の活用はそうした立場に立ってなされるべきではないかと思いますが、広域連合としての見解を求めます。

○田辺副議長 事務局。

〔事務局次長兼総務企画課長 森 雅博君 登壇〕

○森事務局次長兼総務企画課長 先ほど議員のほうからもご指摘がありましたように、我が国において肺炎は死亡率の第4位に位置し、年齢階級別に見ると、肺炎による死亡率は特に75歳以上で男女とも急激な増加が見られます。肺炎球菌による肺炎は、肺炎の4分の1から3分の1を占めると考えております。本事業を広域連合の事業として実施した場合、一般的には財源を国庫補助金、特別調整交付金に求めることとなります。しかしながら、この場合、安定的に交付金を財源としていた人間ドック事業などの財源調整を図る必要もあり、確実に財源が確保できるかという点と、現在、成人用肺炎球菌ワクチンが予防接種法改正の動きの中で定期接種化に向け議論されていることなどを踏まえ、事業実施には慎重な検討が必要と考えてございます。

以上でございます。

○田辺副議長 田立議員。

〔10番 田立恵子君 登壇〕

○田立議員 最後に簡単に意見、要望だけ述べさせていただきます。議長の指名に従いまして発言をさせていただきます。

そもそも人の命と健康は、今日があってこそ明日があります。そういう中で、75歳という年齢で医療保険制度を切り分けることの不自然さ、そのことも、そこから生じる問題の一環ではないかというふうにご答弁をお聞きしながら思った次第でございます。長寿・健康増進事業の実施に当たっては、現行制度のもとでも広域連合におきまして事業計画を策定し、取り組むこととされておりますので、この問題につきまして、そしてまた、それだけではなくて市町村と一緒に高齢者の皆さんの命と健康を守る、そういう事業を、決して厚生労働省の下請機関ではないわけでありますから、独自の見解と立場を持ちながら推進をしていただくことをお願いをして、私の質問を終わります。

○田辺副議長 田立恵子議員の質疑が終わりました。

通告がありました質疑は以上でございます。

これより報告第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田辺副議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田辺副議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、私より指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田辺副議長 ご異議なしと認めます。よって、私より指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。選挙管理委員には、松葉勉氏、嶺清氏、南出公章氏、高橋活成氏を指名いたします。

続いて、補充員の指名をいたします。なお、委員に欠員が生じた場合の補充順位は、指名順といたします。

補充員には、中島ゆかり氏、岡田芳明氏、山崎昌宏氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田辺副議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました松葉勉氏、嶺清氏、南出公章氏、高橋活成氏が選挙管理委員に、中島ゆかり氏、岡田芳明氏、山崎昌宏氏が補充員に当選されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

広域連合長から閉会のごあいさつがございます。

竹内広域連合長。

〔広域連合長 竹内 脩君 登壇〕

○竹内広域連合長 大阪府後期高齢者医療広域連合議会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今回の臨時会におきましては、上程議案についていずれも原案どおりご同意、ご承認をいただき、厚くお礼を申し上げます。

今後とも、制度の安定的運営に向け取り組んでまいる所存でございます。議員の皆様におかれましては、引き続き格別のご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○田辺副議長 これをもちまして、平成24年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会8月臨時会を閉会いたします。

〔午後1時55分 閉会〕



地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長 薦田 育子

副議長 田辺 信広

署名議員 武輪 和美

署名議員 鈴木 実